

紀 要

第 9 号

1 9 9 6 . 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

目 次

序

‘廃棄’を考えるー貝塚出土資料の検討にあたっての試論ー〔鈴木康二〕	1
粟津湖底遺跡第3貝塚の貝類採取活動ーセタシジミの成長速度と年齢構成ー〔稲葉正子〕	11
大津市粟津湖底遺跡出土の錘〔瀬口眞司〕	16
篋状木製品の用途について〔松澤 修〕	25
縄文晩期土器棺墓の調査方法についてー近畿地方の場合ー〔中村健二〕	38
近江における弥生社会の理解にむけてーその方法と課題ー〔大崎康文〕	42
長浜市域における弥生時代の石器ー今川東遺跡出土石器を中心にー〔稲葉隆宣〕	51
石組みの煙道を持つカマドー古代の暖房施設試論ー〔上垣幸徳・松室孝樹〕	57
集落遺跡出土の鉄製品についての研究ノート〔田井中洋介〕	79
近江へのアプローチ・その3ー野洲・栗太をフィールドにー〔近江歴史クラブ〕	85
1. 野洲川流域の前・中期古墳について〔鈴木桃代〕	89
2. 栗太・野洲における後期古墳の類型的把握 ー古墳時代システム論への墓制的アプローチー〔細川修平〕	94
3. 集落遺跡から見た古墳時代の特質ー古墳時代システム論への予察ー〔細川修平〕	102
4. 栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類〔神保忠宏〕	110
5. 近江国の古代駅路と官衙遺跡について〔内田保之〕	122
6. 古代における琵琶湖の湖上交通についての予察〔畑中英二〕	130
7. 田原道をめぐる二つの地域〔重岡 卓〕	136
8. 近江における玉造りをめぐって〔中村智孝〕	149
9. 栗太・野洲郡における古代の土器様相〔畑中英二〕	157
10. 鉄鉾石の採掘地と製鉄遺跡の関係についての試論 ー滋賀県の事例を中心にー〔大道和人〕	164
栗太・野洲郡のまとめ	179
大津北郊白鳳寺院の造営計画（その1）〔仲川 靖〕	185
古代遺跡と出土文字資料〔濱 修〕	200
石山国分遺跡出土瓦の覚書〔平井美典〕	208
巡礼者の宿ー鴨田遺跡出土の巡礼札よりー〔重田 勉〕	215
焼物二話〔稲垣正宏〕	220
蒲生稲寸氏についてー近江古代豪族ノート5ー〔大橋信弥〕	224
律令神話に於ける農業神について〔造酒 豊〕	233

日本古代の対外関係史の一様相

-日本古代史研究ノートあるいは覚書その2-〔芝池信幸〕	238
遺跡の撮影〔阿刀弘史〕	243
新聞報道にみる文化財保護25年-新聞記事データベースの作成と利用-〔中川正人〕	252

古代における琵琶湖の湖上交通についての予察

畑 中 英 二

1. はじめに

滋賀県というフィールドで諸々の研究を行う場合、思考の軸にすべき一つの事柄がある。それは、平野部の中央を東西、南北に分断する琵琶湖の存在である。今日では県内のみならず周辺地域間を結ぶものとしては陸上交通（特に自動車）による移動、輸送に依存しており、琵琶湖を東西に結ぶ琵琶湖大橋、近江大橋の存在意義は極めて大きい。それ故に、これらの東西を結ぶ掛橋の無い所においては琵琶湖という存在は「厄介な障害物」以外の何者でもない。ともあれ、極最近に始まった今日の自動車を中心とする陸上交通路偏重の交通形態を基準に過去の交通形態を判断することは大いなる問題であるといえる。小稿では「厄介な障害物」として琵琶湖を捉えるのではなく、「南北を貫く大運河」として琵琶湖を捉えることは出来ないだろうか、という視点が有用なものであるかどうかについての試論を提示したい。

小稿では、古代における琵琶湖の湖上交通を理解するために2つの視点を挙げてみたい。1つは7世紀後半代の瓦出土遺跡の分布状況と立地傾向から湖上交通の展開を推定するもの。1つは中主町西河原周辺で近年資料の増加している木簡記載の内容をもとに湖岸の集落のイメージを深めるものである。また、交通路とその拠点施設を人と物資と情報の集合、離散する地点であり、かつ地域内の政治・経済的には相対的に優位性の高い地点であると理解し論を進めたい。

2. 湖岸に立地する7世紀後半代の瓦出土遺跡

(1) 瓦葺建物の評価について

滋賀県下において8世紀以前の瓦の出土する遺跡の数は75ヶ所を越える⁽¹⁾。ただ、それらの全てが伽藍を備えたものであったかについては、分布調査のレベルからの検討や発掘調査の成果によっても疑問が出されている現状がある。そのみならず、そもそも瓦が出土するからといって即その地が寺院でなければならないという事もない。逆に、瓦が葺かれていないからといってその地が寺院でなかった証明も出来ない筈である。とはいえ、瓦を葺いた建物の建築技術そのものは当該期の建築物の中でかなりの上位に位置付けられるものであることから、建築主体が経済的に上位に位置付けられるものであったと考えてよいだろう。つまり、ここでは瓦出土遺跡を必ずしも寺院という宗教的施設として固定的に扱うことなく経済的により上位の建物が存在しているものとして認識したい⁽²⁾。

(2) 分布状況の概観

以上の点を前提に、滋賀県下の瓦出土遺跡について7世紀後半代という時間幅を設定した上で、それらの分布状況の把握を試みたい。なお、ここで示す図面は『近江の古代寺院』に掲

以上の視点で集成し図化したものが図一1であるがそれによると立地傾向は大きく4つに分類することが出来そうである。以下にそれぞれの類型についてふれてみたい。

①郡衙に隣接するもの

1つの類型として、考古学的な発掘調査や歴史地理学的方法によって推定されている郡衙推定地に隣接して立地するものが挙げられ、郡衙隣接寺院として地域内の宗教的施設という役割を想定されているものである。しかし、郡衙としての存在が考古学的に確認されるのは8世紀中葉で、瓦葺建物（寺院）として確認されるのが7世紀後半であるという時間的な齟齬が生じておりこれらを一体のものとして評価することについては若干の躊躇をおぼえる。（e x. 手原廃寺、福林寺、千僧供廃寺など）

②駅路に重複或いは近接するもの

1つの類型として、推定される古代官道に重複或いは近接するものが挙げられる。滋賀県下（旧国近江）では北陸道、東山道、東海道という3つの駅路が縦断している。それに沿う様なかたちで瓦出土遺跡が確認される。また、滋賀県下の郡衙推定地は何れも駅路に接するという傾向があることから郡衙隣接寺院という枠組みをはずすとこの類型と同様の類型に括ることが出来る。（e x. 益須寺廃寺、高宮廃寺、大供廃寺、穴太廃寺など）

③標高88m前後に立地するもの

一つの類型として標高86～88m前後に立地する一群が挙げられる。この標高86～88m前後というのは、現在の琵琶湖の平均水位である84.7mに約2mを加えたもの、つまりかなり湖岸に近い地点に立地している類型であるといえる（実際に現在の湖岸部に最も近い集落域が瓦出土遺跡となっていることが多い。）。加えて、古地図や古環境の復元によると、現在の標高86～88m前後の地点は、琵琶湖とその地点を直接に連結するクリークが存在が確認されていたり、殆ど琵琶湖に直面し迫り出したものであり、水（琵琶湖）辺を強く意識した立地をとっているように思われる。（e x. 普光寺、屋中寺、西河原遺跡、八丈遺跡、服部遺跡、芦浦廃寺、観音堂廃寺など）

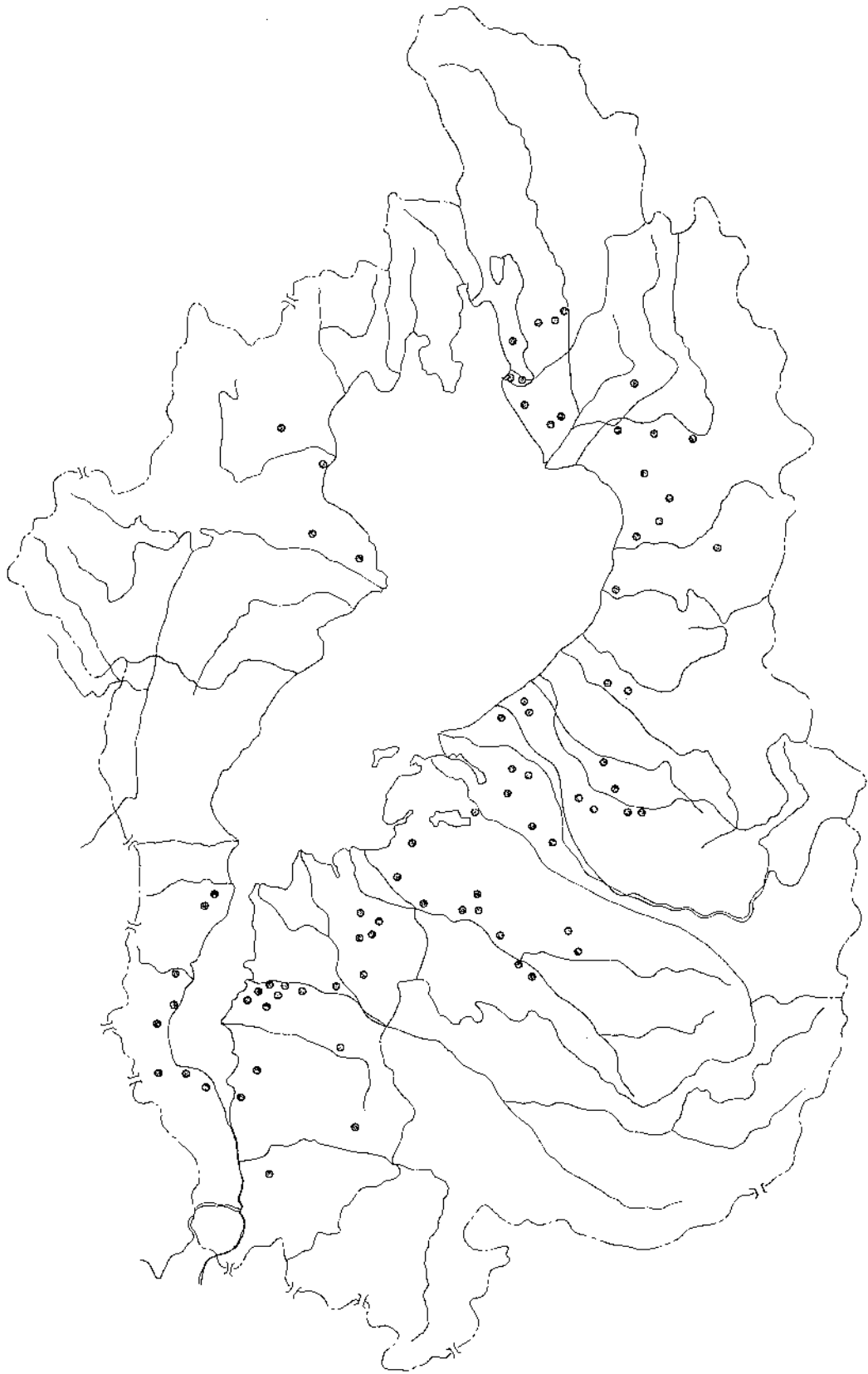
④その他の立地をとるもの

①②③で挙げた駅路や湖岸に沿う立地とは異なる一群が存在する。これらは、現在確認しうる主要幹線路（古代官道）などではなく、支線路に沿っている可能性があるのではなかろうか。詳細については今後の検討に委ねたい。（e x. 雪野寺、宮井廃寺、綺田廃寺、畑田廃寺、八島廃寺など）

以上の類型の内①については地理的環境から導き出せるものではないためにここでの考察からは除外する。それ以外の3つの類型の中の②にあたるものがここで問題とする湖上交通と関係するものである。琵琶湖とダイレクトに接する地に経済的により上位の建物が存在していた事が何を示しているかについて考察を行いたい。

（3）瓦葺建物の造営・経営主体について

ここでは前述した③の類型である湖上交通に関連する可能性のある瓦葺建物の造営・経営主体についてふれてみたい。ここで用いる資料は瓦葺建物の上屋を飾る瓦の瓦当文様の様相から齊一



第15図 7世紀後半における瓦出土遺跡

性があるものであるのかどうかについて焦点をあててみたい。交通路と密接した瓦当文様の研究が先学によってなされているが、代表的なものは海外からの使者を迎えるためのメインルートとしての山陽道の駅家に統一的な瓦当文様をもつ瓦葺建物を造営したというものがある⁽³⁾。そういった点から瓦当文様の検討からなる造営主体群の統一性の有無の確認を行わなければならないのである。

ここで問題とする琵琶湖周辺に標高88m前後を中心に位置する瓦葺建物の主とした瓦当文様は全てをここに表すことが出来ないために省略するが、川原寺式などの大和地域との瓦の文様との共通性を持つものも見られる一方で、特異性を持つ瓦当文様を持つものもみうけられる。この状況から斉一（統一）的なもの（背景）を導き出すことは必ずしも容易ではない。とはいえ、この観察はあくまでも発掘調査が殆ど行われていない現状での理解であり、差し替え程度の量しか検討の対象としていないところから、本来創建期に保有していない瓦当文様を対象にしている可能性があることから、この点を取り上げて積極的に論を進める用意はない。ただ、現状での見通しを強いて述べるとするならば、湖岸に立地する瓦葺建物の保有する瓦当文様は川原寺系のものが比較的多いような印象を受けることから、創建年代や或いは創建の契機に関して何らかの共通性があった可能性を全面的に否定することは出来ないだろう。

（4）瓦葺建物の分布集中地域について

前掲の分布地図に図示しているように概ね5 km程度毎に瓦出土遺跡（瓦葺建物）の存在が確認できる。これは琵琶湖岸周辺の微高地に概ね対応するものであるが必ずしも全ての微高地において確認できるものではない。そういった傾向の中で特異な分布状況を見せる地域が数ヶ所みられる。それは草津市湖岸部（花摘寺、観音堂廃寺、観音寺廃寺）、守山～中主町湖岸部（兵主廃寺、八夫廃寺など）、彦根市湖岸部（普光寺、屋中寺廃寺、など）、余呉川河口部（浅井寺遺跡、法道寺遺跡、尼寺遺跡、小江寺遺跡）である。この様な小地域の中で複数の瓦葺建物が存在する状況の理解として、短期間の中での度重なる建替えを想定することは全く否定できず、今後の検討に委ねるべきであろうが、それよりも少なくとも2ヶ所以上の瓦葺建物は存在していたと考えるのが妥当であろう。

それぞれの瓦葺建物がそれぞれの地域の中で経済的に政治的に位置付けられるものであると考えた場合、小地域内に数多くの「経済」や「政治」が競合していることとなる。この文脈の中では瓦葺建物が交通路と密接な関係にあると考えたものの、前述したように山陽道の駅家のケースとは異なり、必ずしもこれらの瓦葺建物は湖上、陸上の交通路のために建てられたものではないことはいうまでもない。つまり、或る小地域に複数の瓦葺建物の存在が同時期に認められた場合、小地域内に複数の港湾施設が存在すると考えずに、他の地域に比して相対的に政治的、経済的基盤に関して優位な地であったと考えるのが妥当であるだろう。

（5）小 結

ここでは、瓦出土遺跡＝瓦葺建物を寺院という宗教的施設のみのもものとして捉えずに、地域の中においては経済的・政治的に優位に立つ主体によって造営されたものでもあるという側面を強

調することを前提とした。7世紀後半代の瓦出土遺跡の分布状況を観察することによって立地に関して4つの類型を導き出すことが出来た。これらの類型に共通するのは交通路と密接な関係を持っている可能性が高いという点である。とはいえ、瓦当文様などからは統一性を見出すことは出来ないことから、交通路の整備に伴って制度的に造営されたものではなく、個々の造営主体の地域内の事情の中から出現したとみるのが妥当であるとした。とはいえ、湖岸に立地する瓦葺建築物の存在を湖上交通路との関係の中で捉えることが否定されるのではなく、交通路とその拠点施設（ここでは港湾）を人と物資と情報の集合、離散する地点であり、かつ地域内の政治・経済的には相対的に優位性の高い地点であるからこそ、立地が引き寄せられたと考えておきたいのである。

ここではこれらの地を港湾或いはそれに準ずるものとして取り扱っているが、当然のことながら琵琶湖の水位も問題にしなければならない。現時点ではその点について明らかにする材料が無いために、可能性を指摘するに留まらざるを得ないものであることは明記しておきたい。

3. 古代における湖岸の集落のイメージ

—中主町西河原周辺遺跡出土の木簡から—

ここでは中主町西河原周辺遺跡の発掘調査の成果、中でも木簡の内容から古代の交通路に関するものを挙げ、湖岸の集落のイメージを提示したい。⁽⁴⁾

西河原森ノ内遺跡出土2号木簡によると「掠直個之我□往稻者馬不得故我者反來之故是汝卜部自舟人率而可行也 其稻在処者衣知評平留五十戸且波博士家」とあり、野洲郡（評）の西河原周辺に居住していたであろう人が愛知郡（衣知評）へと稲を取りにいくために「馬」が得られなかったことから「舟」によって輸送するという内容である。行政区分である郡（評）を越えた範囲の輸送が何を意味するものであったかについての検討はともかく、馬が得られなかったから舟を用いるという融通性は湖岸の集落に対する一つの大きなイメージであるし、旧国近江にあっては湖上交通が重要な視点となってくるのであろう。

また、平城宮木簡や西河原森ノ内1号木簡などに見られるように、当該地が「和名抄」記載の郷名にあらわれない「馬道里（郷）」と呼ばれるものであったことが特筆すべき内容であると考えられている。加えて、西河原湯ノ部遺跡出土牒木簡、西河原森ノ内2・3・7・10号木簡などに見られるように国家的徴税や出挙稲管理に関するものや官人制的国家支配を推察させる文書の内容から国家経営に関しての地域の核であったと考えてもよいだろう。山尾幸久氏によると「馬道」とは「駈路（早馬道）」と無関係のものではないとされ、この湖岸に近い中主町西河原の地が駈路の通る地点であったととらえられている。⁽⁵⁾同氏の官道比定については「馬道」が官道であるかどうかを問題にしているようであり、安閑紀の「近江国葦浦屯倉」の主要施設が野洲川南流の河口に存在するという仮説を前提にした論であるといえる。一方小稿では幹線交通路の拠点であるかどうかを問題にしているためにニュアンスが若干異なる様に思える。

ともあれ、この中主町西河原の地は標高88mという琵琶湖に最も近接する陸地の一つにあって、国家経営に関しても湖上交通に関しても一つの核であったろうとするものであり、山尾氏の見解

を勘案すると、少なくとも湖上ルートと陸上ルートをつなぐ場所、或いは主要なバイパスが存在していたものととらえてよいかもしれない。

4. おわりに

7世紀後半代を中心とする時期を対象に瓦出土遺跡の分布状況が湖上、陸上の交通路の拠点を示しているのではないかと考えた。それは、湖上交通にあつては港湾という人と物資と情報の集合・離散する経済的・政治的に重要な地にこそ、地域内での経済的・政治的により上位の主体によって建てられる建造物の立地が引き寄せられた可能性を挙げておきたい。さらに、西河原周辺遺跡出土の木簡資料から湖上交通をイメージすることが出来たのではないだろうか。

古代の栗太郡には「勢多津」が存在し、近江国のみならず旧国を越えた広域流通の核となつていたことは想定されている。⁽⁶⁾この施設が具体的にどのような機能を持っていたのかについて考古資料を用いて議論する素地は未だ十分に用意されていない。また、湖岸（内湖）に接する特異な立地を示す彦根市松原内湖遺跡、米原町入江内湖遺跡等は当然のように港湾施設としての機能を想定し得るものである。中でも後者に関しては搬入遺物の存在が注目されており、湖上交通の一つの核としての評価を下し得るものである。しかし、現在の資料の理解からそういった可能性を導き出すことについては明確な根拠を欠くこととなっている。紙幅の関係もあり詳細な論証を極力省いた形での粗削りな試論であったが「厄介な障害物」としての琵琶湖ではなく「南北を貫く大運河」としての琵琶湖として捉えることは出来る可能性の一端を提示し得たのではないかと考えている。状況の把握から視点の提示に留まった小稿の不十分さを補うべく、今後更なる検討を進めたい。

註

- (1) 『近江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会
- (2) 瓦葺建物造営の要因についてここで敢えてふれておきたい。瓦出土遺跡=瓦葺建物=仏教施設という固定化した捉えかたについて疑問を持っていることから、敢えて瓦出土遺跡=瓦葺建物≠仏教施設とした。ここでは地域内での経済的側面を重視し得る資料の提示を試みたい。畑田廃寺、八島廃寺、大東廃寺、木流廃寺、益須寺など検討を加えた幾つかの宗教施設としての古代寺院と呼ばれるものは、それ以外にもう一つの側面を持っている。例えば、長距離の水路から下流域へと分水する要の地に瓦葺建物が立地している。この立地は分水した下流域への調整機能を持つものとして象徴的に存在していると考えられ、瓦=仏教施設という図式を除くと極めて政治的、経済的な存在として地域に存在している構造物であるといえるのである。つまり、仏教施設として捉えることを全く否定するものではない。むしろ先学の説くような仏教施設としての寺院を隠れ蓑に私有地の確保を図るという現象を肯定するものであるし、仏教施設の存在に起因する在地におけるイデオロギー変革が存在し得たことについても否定しない。それでもなお宗教的な施設としての側面の評価もさることながら地域との関りの中で本来的な姿は政治的、経済的に相対的上位に位置する構造物の存在であったと考えておきたいのである。
- (3) 高橋美久二「山陽道の瓦の系譜」（『新修国分寺の研究 第4巻』吉川弘文館 1991年）
- (4) 『西河原森ノ内遺跡』中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会 1987年
- (5) 山尾幸久「616年の藤の木簡」（『湯ノ部遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1994）
- (6) 榮原永遠男「国府交易圏をめぐる諸問題」（『奈良時代流通経済史の研究』塙書房 1992年）

編 集 後 記

この冬は、久しぶりに雪の多い年となり、外での調査では寒さに堪える日々を過ごされたことと思います。今年には当協会設立25周年にあたり、日頃の調査や普及活動に加え、安土城考古博物館で、企画展示『いにしへの渡りびと—近江の渡来文化—』や、それと関連したシンポジウムを実施してまいりました。本紀要も25周年ということで、例年にくらべて多くの論考が集まりました。つきましては、多くの方からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。 平成8年3月

平成8年3月

紀 要 第 9 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel(0775)23-2580 Fax(0775)24-6668